

地方財政審議会付議（説明）案件

平成 30 年 12 月 25 日（火）

（案件名）

- ・ 平成 31 年度地方債計画について（説明案件）

自治財政局地方債課

乾管理官（内 2 3 3 9 2）

○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項 に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項 の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成31年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(281)	(276)	(5)	(1.8)
総 計		(281)	(276)	(5)	(1.8)
		120,056	116,456	3,600	3.1
内 訳	普 通 会 計 分	94,282	92,186	2,096	2.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	25,774	24,270	1,504	6.2
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,892	45,848	2,044	4.5
財 政 融 資 資 金		29,507	28,066	1,441	5.1
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,385	17,782	603	3.4
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(281)	(276)	(5)	(1.8)
民 間 等 資 金		72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受		32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	9	30	△ 21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9	1	11.1
	一般単独事業	3	2	1	50.0
公営企業債					
	下水道事業	6	12	△ 6	△ 50.0
国の予算等貸付金債		(5)	(4)	(1)	(25.0)
総 計		28	53	△ 25	△ 47.2
内 訳	普 通 会 計 分	12	32	△ 20	△ 62.5
	公 営 企 業 会 計 等 分	16	21	△ 5	△ 23.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	36	△ 16	△ 44.4
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	8	17	△ 9	△ 52.9
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(5)	(4)	(1)	(25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△ 11	△ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	△ 218	△ 9.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合 計	86,716	75,844	10,872	14.3

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(286)	(280)	(6)	(2.1)
総 計		(286)	(280)	(6)	(2.1)
		120,084	116,509	3,575	3.1
内 訳	普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
	公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
資金区分					
公 的 資 金		47,920	45,901	2,019	4.4
財 政 融 資 資 金		29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金		18,393	17,799	594	3.3
(国の予算等貸付金)		(286)	(280)	(6)	(2.1)
民 間 等 資 金		72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受		32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画について

平成31年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆2兆56億円となり、前年度に比べて3,600億円、3.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆4,282億円で、前年度に比べて2,096億円、2.3%の増、公営企業会計等分は2兆5,774億円で、前年度に比べて1,504億円、6.2%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円（前年度に比べて7,297億円、18.3%の減）を計上している。

(3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上している。
- ② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上している。

(4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業5,000億円を計上している。

(5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上している。

(6) 過疎対策事業の推進

過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,700億円を計上している。

- (7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進
住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組み、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。
- (8) 公営企業会計の適用の推進
地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。
- (9) 地方債資金の確保
公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。
- (10) 財政融資資金の償還期間の延長
- ① 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
 - ② 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
- (11) 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等
- ① 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）及び社会福祉施設整備事業について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
 - ② 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
 - ③ 過疎対策事業（診療施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

2 東日本大震災分

- (1) 概況
復旧・復興事業として総額28億円を計上している。
- (2) 地方債資金の確保
東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度		平成30年度		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
	(A)	(B)	(A)	(B)		
普通会計分	94,294	92,218			2,076	2.3
通常分	52,926	43,553			9,373	21.5
特別分	41,368	48,665			△7,297	△15.0
臨時財政対策債	32,568	39,865			△7,297	△18.3
財源対策債	7,900	7,900			0	0.0
退職手当債	800	800			0	0.0
調 整	100	100			0	0.0
公営企業会計等分	25,790	24,291			1,499	6.2
総 計	120,084	116,509			3,575	3.1
通常分	78,716	67,844			10,872	16.0
特別分	41,368	48,665			△7,297	△15.0

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度計画		平成30年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,920	39.9	45,901	39.4	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	24.6	28,102	24.1	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	15.3	17,799	15.3	594	3.3
（国の予算等貸付金）	（ 286）	-	（ 280）	-	（ 6）	（ 2.1）
民間等資金	72,164	60.1	70,608	60.6	1,556	2.2
市場公募	39,400	32.8	38,200	32.8	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	27.3	32,408	27.8	356	1.1
合 計	120,084	100.0	116,509	100.0	3,575	3.1

（注）1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度比2,100億円、3.1%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

(2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

(3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

(4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

(2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

(3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

(1) 対象事業等

下表のとおり、長寿命化事業の対象を拡充

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業） (道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、 <u>都市公園施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・ <u>地すべり防止施設</u>) ※ 下線部分について拡充	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

(2) 事業年度

①～⑤及び⑦は平成33年度まで

⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる)

(3) 事業費

4,800億円(前年度同額)

水道・下水道事業の広域化等の推進

人口減少や施設の老朽化等に伴い、水道・下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化等の推進及び着実な更新投資の促進を図るため、地方財政措置を講ずる

(下線部分が主な拡充箇所)

1. 水道事業

(1) 広域化の推進

① 広域化に係る事業に対する地方財政措置

i) 対象事業

複数市町村における広域化に伴い必要となる施設の整備について、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業も対象

ii) 財政措置

地方負担額の1/2に一般会計出資債(交付税措置率60%)、1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当

② 都道府県の広域化に関する計画策定等に要する経費について普通交付税措置

(2) 着実な更新投資の促進

① 水道管路耐震化事業(※)について、期限を平成35年度まで5年間延長

※通常事業分(過去3カ年の事業費の平均)に上積みして実施する事業費に係る地方負担額の1/4に一般会計出資債(交付税措置率50%)、3/4に水道事業債(交付税措置なし)を充当

② ①のうち、経営条件の厳しさを示す指標等が一定水準以上の団体については、上積み事業費に係る地方負担額の1/2に一般会計出資債(交付税措置率50%)、1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当

2. 下水道事業

(1) 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

複数市町村及び市町村内における広域化・共同化に伴い必要となる施設(終末処理場、接続管渠等)の整備

② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置(通常の建設改良事業においては16～44%(事業費補正分))

(2) 都道府県の「広域化・共同化計画」策定等に要する経費について普通交付税措置

※ このほか、上水道・下水道事業において、事業統合に伴い、高料金対策・高資本費対策の措置額が統合前の合算額を下回る場合について、激変緩和措置を講ずる。

平成31年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

【地方債計画計上額】

市場公募地方債 3兆9,400億円
 (地方債計画総額に占める割合 ③〇 32.8% → ③1 32.8%)

- (1) 全国型市場公募地方債 3兆8,900億円 (③〇 3兆7,700億円)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (③〇 500億円)

〈参考1〉平成31年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (③〇 6.9兆円程度)

全国型市場公募地方債	7.0兆円程度 (③〇 6.8兆円程度)
10年債	3.9兆円程度 (③〇 4.0兆円程度)
共同発行分	1.2兆円程度 (③〇 1.2兆円程度)
個別発行分	2.7兆円程度 (③〇 2.8兆円程度)
中期債 (5年債等)	1.4兆円程度 (③〇 1.4兆円程度)
超長期債 (20年債、30年債等)	1.7兆円程度 (③〇 1.5兆円程度)
住民参加型市場公募地方債	500億円程度 (③〇 500億円程度)

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 平成30年度の数値は平成30年度計画ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計画額推移

(単位：兆円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市場公募地方債	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9
地方債計画総額に 占める割合	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

